

平成30年度 部局長マネジメント方針

消防局警防部長 もりた ひろあき
森田 浩哲



仕事に対する基本姿勢

近年、全国各地で地震や豪雨などによる自然災害が多発しており、また、都市構造の変化により災害の様態は複雑多様化しています。これらの社会変化に的確に対応すべく、消防局警防部では来年度に控えたラグビーワールドカップ2019日本大会に向けた警防体制の強化や木造密集地域の火災発生時の対策など、更なる消防力の充実強化と各種災害に対応できる強靱な消防部隊を構築してまいります。

また、全国的にも高齢化が進展しており、救急需要の増加が見込まれていることから、本市におきましては平成31年度を目標に救急隊の増隊を行い、救急体制の強化を図ります。

これらのことから、消防局では下記の項目を重点課題として取り組み、市民の皆様から絶対的に信頼される消防組織の構築に努めてまいります。

平成29年度の振り返り

- ・ 救急救命体制の充実強化については、高度化する救急処置に対応するため各種講習及び訓練において救急救命士の技術向上を図りました。また、市民の皆様には応急手当の普及啓発及び救急安心センターおおさかの広報を行い、救急体制の向上に努めました。
- ・ 火災予防体制の充実強化については、不特定多数の人が利用する建物が消防法令に違反し、一定期間その違反が是正されなかった場合に、消防法令違反対象物公表制度により消防局ウェブサイト建物の名称等を公表することで、建物の利用者自らがその危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の判断ができるようにいたしました。
- ・ 高機能消防指令センターの強化については、現在の通信環境に適応させるため平成28年度からシステムの構築を行い、整備事業者との綿密な打ち合わせの積み上げにより、新高機能消防指令センターが平成30年4月から運用を開始しました。
- ・ 警防活動体制の充実強化については、大規模イベントでの集団災害など各種災害に対応できるよう、年間を通じた実践訓練を行うとともに、大阪府や自衛隊等の関係機関との連携強化に努めました。
- ・ 防火防災意識の高揚については、市民の皆様が災害時に対処できる知識や技術を習得することを目的として、各種イベントや防火訓練時に防災学習センターの広報リーフレット

を配布し、防火防災の必要性・重要性を啓発しました。

平成30年度に取り組む重点課題

1 救急業務の充実強化

- ・ 救急救命士の処置は専門的かつ高度化になり、救急救命士に求められるスキルは非常に高くなってきています。このような中、救急業務全体の質の向上を目的として、指導的立場である「指導救命士」を養成し、更なる市民サービスの向上を目指します。
- ・ 東大阪市では、平成27年度から救急救命士が行うことのできる救急救命処置が拡大（心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与）されました。これらの専門的かつ高度な救急処置に対応するため、救急救命士を継続的に養成しさらなる病院前救護の向上を図ります。
- ・ 救急病院の案内が必要なときや救急車を要請するの迷ったときなどに、医師や看護師が24時間体制で救急相談に応じる「救急安心センターおおさか」等の活用について、引き続き普及啓発活動を実施するとともに、救急車の適正利用を市民の皆さんに広報することにより、必要な時に必要な人が利用できる救急体制を構築します。
- ・ 心肺蘇生やAED（自動体外式除細動器）等による応急手当が適切に実施されることにより、傷病者の予後の改善が期待できることから、市民や事業所の皆さんへ応急手当普及啓発を推進します。

2 ラグビーワールドカップ2019日本大会に向けての警防体制強化

近年、世界各地でテロ災害や集団災害などが多発している中、歴史的、国家的なイベントであるラグビーワールドカップ2019日本大会が本市において開催されます。消防局において大規模イベントでのテロ災害の発生に対応すべく、平成28年度に「ラグビーワールドカップ2019花園消防警戒計画」を策定しました。引き続き、大阪府や警察、自衛隊等の関係機関との連携強化を図り、計画的に準備を進め、ラグビーワールドカップ2019日本大会に向けてより強固な警防体制を構築します。

3 火災予防体制の充実強化

- ・ 放火による火災（放火の疑いを含む。）は、本市の火災原因の1位であることから、自治会などの各種団体と連携を密にし、消防車によるパトロール、消防訓練、立入検査などあらゆる機会をとらえて、市民の皆さんに放火火災に対する注意喚起を行い、放火火災防止対策を引き続き推進します。
- ・ 住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、平成18年の条例改正と同時に取り付けた住宅は、設置後10年が経過しているため、維持管理の徹底についてより一層の広報を実施します。また、一般家庭やひとり暮らし高齢者宅防火診断の実施など住宅防火対策に

についても引き続き推進します。

- ・ 平成29年度から映画館やホテルなど不特定多数の人が利用する建物が消防法令に違反し、一定期間その違反が是正されない場合は、消防局ウェブサイトには建物の名称、法令違反内容を公表することとなりました。公表をすることにより、建物を利用される方の防火安全に対する認識を高めて、火災による被害の軽減を図るとともに、建物関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進します。

4 防火防災意識の高揚

安全で安心なまちづくりのためには、市民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、災害が発生したときには的確に対処できる知識や技術を身につけておくことが大切です。このことから、防災学習センターや消防訓練などあらゆる機会をとらえて、防火防災の知識・技術を習得することの必要性・重要性を啓発するなど防火防災意識の高揚に取り組みます。

5 通信指令業務の強化

- ・ 平成30年4月から運用開始した新高機能消防指令センターの機能を十分に活用し、通信指令業務の迅速化に努めます。また、災害現場と指令センター間において、現場映像をリアルタイムで共有することが可能となるため、更なる通信指令業務の強化を図り、より迅速な災害対応に努めます。
- ・ 指令管制員は、傷病者のそばに居合わせた通報者から状況を聴取し、症状に合わせた的確な応急手当を指導する口頭指導を実施しています。その指令管制員に対し、医学的知見に基づく教育や口頭指導に関する各種研修会への派遣などを実施し、口頭指導技術の強化を図り、傷病者の予後向上に努めます。